

## 2 量の見込みと確保方策

### (1) 量の見込みと確保方策とは…

本計画では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込み（=どのくらい需要があるのか）、対応する提供体制の確保の内容、実施時期（=いつ・どのくらい供給するのか）を定めることとなっています。

計画の策定にあたり、各事業の現在の利用状況及び利用希望把握調査（ニーズ調査）を踏まえて、各事業の量の見込みを推計し、目標値を設定しています。

#### ○【区域設定】

区域は、様々な条件を勘案して、「教育・保育」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、「流山市総合計画」の北部地区・中部地区・南部地区・東部地区の4区域で設定し、それ以外の事業については、市全域の1区域で設定しています。

### (2) 量の見込みと確保方策の現状について

⇒資料4-1、4-2、4-3

### (3) 見直しの方向性

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業（13事業）のうち、以下の事業について、見直しを行います。

事業	量の見込み	確保方策
教育・保育施設 (保育所や幼稚園等)	児童数の推計値の見直しに伴い、量の見込みが変更となります。	量の見込みの変更に伴い、保育所及び学童クラブの整備想定年度を修正するため、確保方策も変更となります。
①学童クラブ		
②延長保育事業		
⑤一時預かり事業(ファミリー・サポート・センター(就学前)のみ)	実施箇所数が増加するため、見直しを行います。	
⑥病児保育事業(病児・病後児保育事業)	*おおたかの森ファミリー・サポート・センターが、11月15日に開設しました。	
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター(就学後))	*平成29年度に、病児・病後児保育施設が開設する予定です。	

**\*障害児に対する障害福祉サービスの見込量確保について**

- (1) 児童発達支援
- (2) 医療型発達支援
- (3) 放課後等デイサービス
- (4) 保育所等訪問支援
- (5) 障害児相談支援

**<見直しの方向性>**

「第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害者福祉計画」の計画期間が、平成27年度～平成29年度の3か年であるため、新計画の策定に合わせて、見直しを行います。